

## ジャーディン・マセソン商会文書解題<sup>1)</sup>

門 田 明

### ま え が き

薩摩留学生（1865年）関係資料を調べるうちに、その渡英を斡旋したグラバ―商会（Glover & Co.）のを知る必要が起ってきた。そしてグラバ―商会を調べる間に、当時のイギリス極東貿易の中心的存在であったマセソン・グループについて知る必要になった。この貿易商の活動の全貌を、ケムブリッジ大学中央図書館保管の *Archives of Jardine Matheson & Co. Ltd.* からうかがうことができるが、その中には多数の日本関係文書が含まれている。

そこで日本でも早くから関心が寄せられ、直接間接にこれを扱った論説も幾つか存在する。たとえば、

内田直作「在支英国商社怡和洋行の発展史的分析」（東亜同文書院「支那研究」第51, 52号, 昭14）

横山英「資料紹介ジャーデン・マセソン商会文書」（史学雑誌68編6号, 1959）

服部一馬「高島炭坑とジャーディン＝マジソン商会——明治初期における外

---

1) Matheson の発音は、西村孝夫氏にならって「マセソン」とする。発音辞典に [ 'mæθisən ] (BBC Pronouncing Dictionary of British Names), [ mæθisn ] [ mæθəsɪn ] (大塚高信編「固有名詞英語発音辞典」三省堂)とあり、会社の出版物などにも「ジャーディン マセソン」と仮名書きされている。cf. 西村孝夫「ジャーディン・マセソン会社史研究序説」78頁注(1) (大阪府立大学「経済研究」第13巻第5号, 昭43)

国資本の企業者活動」(小松芳喬教授還歴記念論文集「近代化と工業化」東京、昭43)

西村孝夫「近代イギリス東洋貿易史の研究」(東京、昭47)<sup>2)</sup>

などであるが、研究はまだ緒についたばかりと言うべきであろう。

海外の研究でジャーディンと日本の関係を取上げたものとしては、

John McMaster: *Jardine in Japan 1859-1867* (Groningen, 1966) がある。

小稿は、横山氏・西村氏に次いで重ねて、ジャーディン・マセソン文書の解題紹介を行おうとするものであるが、当然先達によって触れられなかった点、特に筆者の当面の関心事である薩英関係にかかわる文書に照明をあててみたいと思う。

なお資料の所在については西村孝夫氏から御教示を得た。資料利用は Matheson & Co. Ltd., Lombard Street, London の同意と協力によって可能となった。また資料収集は昭和50年度鹿児島県育英財団留学基金の援助によって行われた。ここに記して謝意を表したい。

## 1

ジャーディン・マセソン商会 (Jardine Matheson & Co. Ltd. — 以下 J・マセソン商会) は百数十年にわたり極東貿易に活躍し、現在もなお香港を中心にその企業活動を続けているスコットランド系商社である<sup>3)</sup>。J・マセソン商会文書は、この商社と関連会社の取引記録であり、ほぼ1800年頃から1900年

2) 西村孝夫氏には、上述の「ジャーディン・マセソン会社研究序説」のほか、「ジャーディン・マセソン会社の経営者群像」(大阪府立大学「経済研究」第14巻第3号、昭44)「ジャーディン・マセソン会社文書について」(大阪府立大学「経済研究」第16巻第2号、昭46)など、J・マセソン関係の論述が多い。

3) ジャーディン・マセソン株式会社史としては、ジャーディン マセソン アンド カムパニー (ジャパン) リミテッド編「日本に於ける百年 英一番館 安政六年—昭和三十四年」(東京、1959), Jardine Matheson & Co., Ltd. (ed.) *Jardine, Matheson & Company — an historical sketch* 参照。

頃に至る各種の書類から成っている。現在ケムブリッジ大学中央図書館に所有者J・マセソン商会から委託保管され、同図書館所有の古文書中最大の資料群を形成している。図書館備え付けのOwen氏による資料紹介パンフレット<sup>4)</sup>を見ると、総延長約700フィートにおよぶ書架を占めているという。1936年ケムブリッジに移されるまでこの文書は香港の倉庫に放置されていたということであり、湿気と虫害のため破損したものも多い。横山氏も利用しておられるBartlett女史作成の目録によってその概要を知ることができるがこの目録自体目下さらに整備されてゆく過程であって、鉛筆による多数の訂正・加筆が見られる。正当な評価を下すためにはこの分類整理と詳細に亘る索引の完成を待たねばなるまい。

女史の目録序文と、Owen氏の紹介文と、不完全ではあるが筆者の見聞をあわせると、おおよそ次のような全体像が想像できる。

文書は主として合計帳簿類と書簡から成る。帳簿類は約1,170巻の整本資料と、多数の未綴書類にわけられる。未綴書類は約300個のボール箱に保管されている。箱の大きさは大体13インチ×10インチ×4インチ程度である。整本資料のうち重要なものは、元帳(Ledgers) 仕訳帳(Journals) 現金出納簿(Cash Books) 交互計算簿(Account Current) 売上勘定帳(Account Sales) 仕切帳(Invoice Books)で、これらは比較的良く保存されている。しかし約600巻に及ぶ関連会社の勘定記録や、アヘン・絹・茶など特別商品の商品台帳などは、全く分類もなされておらず、充分目も通されていない。箱入りのルース・ペーパー類は、40あまりの項目を設定し大ざっぱに類別されているが、日付別の索引がまだ作られていないため利用には極めて不便である。このほか、積荷目録・船荷証券・その他の船舶関係書類、さらに断片的メモ類が60箱あまりあるが、今のところこれらの効果的な利用はほとんど不可能といってよい。

次に書簡類である。これは全体として比較的良好な状態で保存されている。長期間に亘る多数の受信書簡・発信書簡を見ることができ、その中には相

---

4) Owen, A.E.B.: *Business Large and Small: Some Business Records in Cambridge University Library.*

互に継続連関するものも多く、特にロンドン・マセソン商会からの受信書簡は一連番号が付され参照に便利である。受信書簡は総数 176,000 余あり、厚紙箱に発信地別・日付順に整理保存されている。発信簿 (Letter Books) は78巻あり、受信地別に整理され、India・Europe・Coast・Local 及び補遺の別に分類されている。インド宛書簡は1800年に始まるが、初期のものは保存状態が悪く再製本されている。また直接閲覧に耐えないと思われる原本については、複写資料を閲覧に供している。担当者の言によると全書簡を漸次マイクロフィルム化してゆく計画が検討されているという。

なお以上の合計帳簿類・書簡以外に、中国を除く各地の相場及び市況報告が、整本・未整本それぞれの状態で、計83箱に収められている。

## 2

この古文書は、先にも述べたように現在もなおJ・マセソン商会の所有するものであり、その利用についてはロンドンの同社代理人であるマセソン商会の了解を得なければならない。

利用を希望する場合、先ずケムブリッジ大学図書館 (University Library, Cambridge, U. K.) にそのむね申しでると、利用規定とマセソン商会への申込用紙が送られてくる。利用規定の内容は西村孝夫氏の「ジャーディン・マセソン会社文書について」に詳しく述べられているので、一部をそのまま引用させていただくと、次のようである。

1. 利用申込者はその所属する、または勤務する大学その他の機関から文書による保証を提供する。……
2. 文書のマイクロ・フィルム化は許可されない。他の形で複写をとる場合は予めマセソン会社からの同意を要する。
3. 予めマセソン会社の同意をえないで、文書から引用し、文書に関連したものを公表することはできない。……
4. 文書利用者は文書の整頓と保存に協力されたい。……

申込書の用式は次のとおりである。

Letter of Application

To MATHESON & CO. LTD.

3 LOMBARD STREET

LONDON, E. C. 3.

GENTLEMEN,

I (name in full) .....

wish to consult the Jardine Matheson Archives for the purpose of...

in connection with my research for (state thesis, book or other intended publication, if any) .....

I am a registered student/graduate of (University or College) .....

and enclose a reference from .....

My present occupation/position is .....

My nationality is .....

My permanent address is .....

My address in Great Britain is .....

Telephone number .....

I solemnly undertake to abide by the conditions set out in the printed notice sent to me with this letter, entitled ARCHIVES OF JARDINE MATHESON & CO. LTD. at the UNIVERSITY LIBRARY, CAMBRIDGE, CONDITIONS OF ACCESS.

Yours faithfully,

Date .....

(Signature) .....

これに必要事項を記入し、マセソン商会 (Matheson & Co. Ltd., Private Office, 3 Lombard Street, London, E. C. 3.) に申込むと、次のような回答がある。

We have received your letter of application to consult the Jardine, Matheson archive<sup>5)</sup> at the University Library, Cambridge.

We now have pleasure in enclosing a letter of introduction to the Librarian.

May we wish you every success in your search.

この同封の紹介状をケムブリッジ大学図書館に提示するわけであるが、文書利用許可書が同時に大学図書館の利用許可でない点に注意しなければならない。先の文書利用規定からこの箇処を引用すると、

利用者はマセソン株式会社からの許可を受取った時点で、図書館の諸設備利用の許可を、直接図書館長 (the Librarian, University Library, Cambridge) 宛申込まねばならない。同図書館は9月第3週および他の何回かの休館日に閉館されるので、文書を利用しようとする者は、来館に際し、充分期間を置いて申込みをし、予告なしに来館することのないようすすめたい。

とある。

次に文書の複写について触れると、先に述べたようにマイクロ・フィルム化は許可されないが、ゼロックス・コピーが可能である。Bartlett 女史の目録記載の参照記号によってリストを作成しマセソン商会の複写許可を求めると、例えば次のような回答が寄せられる。

Thank you for your letters of 28th April and 11th May, requesting permission to have photocopies made of letters under reference B1 and B 3/8 Nagasaki 1865-April 1870, regarding Anglo-Satsuma relations.

We have referred this matter to Alan Reid, the director concerned with our archive, and he has written to confirm that it will be in order for you

---

5) 複数形 archives が普通であるが、稀に単数形も用いられる。Cf. Chambers Twentieth Century Dictionary, etc.

to have copies taken, provided “there is no publication (other than in your thesis) or further copying of these letters.”

Mr. Reid has also asked if you would let us have some copies of your completed thesis (may we say three), as he feels that this is a particularly interesting period and is pleased that some serious research is being done upon it.

A copy of this letter has been passed to Mr. Owen, the Librarian at the University Library, so if you care to contact him I am sure he can arrange the necessary copying.

このような承諾を得てケムブリッジ大学図書館に依頼すれば、複写を入手することができる。先にも述べたように資料の整理が不十分であるから、複写申込みの際は参照記号その他資料の照合を容易にするあらゆる情報を記載するのがよい。例えば、

II · A · 3 · C · 4

B 3/8    Nagasaki    1865-April 1870

Letter No. 316    Date    12 Jul 1865

のように、バートレット女史作成の「内容一覧」(*Summary of Contents*)の見出し番号 (II · A · 3 · C · 4) とあわせて、整理記号 (B 3/8) 資料名称 (Nagasaki 1865 - April 1870) 書簡番号 (Letter No. 316) 日付 (Date, 12 Jul 1865) も記載する必要がある。

書簡の一部分を抜粋複写することは、現地で実物を見て係員に指示する以外ないが、日本関係文書全部の複写を一括入手するような場合は、マセソン商会の了解を得さえすれば現地におもむくことなく、大学図書館から取寄せることができるかもしれない。この点は未確認であるが、特にこの文書に関心を持つ研究者にとって、努力してみる価値があるかと思う。

## 3

次に全文書の分類を簡単な目次の形式で紹介する。全体は(1)帳簿類 (2)通信類 (3)相場及び市場報告 (4)1950年追加文書, の4部門に大別され, その各部門が更に小項目に類別される。その内容は下に示す通りである。(バートレット女史による目録と横山氏による資料紹介を参照した。)

## I. 帳簿類 (Section of Accounts, etc.)

- (1) 元帳 (Ledgers) 1798-1886 及び1897-9 (ただし13冊紛失)
- (2) 仕訳帳 (Journals) 1811-90 及び1900 (ただし19冊紛失)
- (3) 現金出納簿 (Cash Books) 1819-1911
- (4) 交互計算簿 (Accounts Current) 1812-79
- (5) 売上勘定帳 (Accounts Sales) 1810-69
- (6) 仕切帳 (Invoice Books)
- (7) その他の帳簿類 (Miscellaneous Accounts)

傘下諸会社 (保険会社を含む) の元帳・仕訳帳・諸計算書。アヘン・茶・絹に関する諸計算書。貨物運送簿 (Freight Books)。積荷控 (Lists of Cargoes)。税関用積荷目録 (Manifest)。日誌 (Diaries)。但しいずれも完全なものはなく, 箱ごとに2, 3冊の帳簿が断片的に存在するのみである。

## (8) 未綴書類

大量のルース・ペーパー及び未整本資料から成り, 暫定的に次の項目下にまとめられている。整理が完了するまでは項目の修正がありうる。

1. (一般)計算書 (Accounts (general))
2. 交互計算簿 (Accounts Current)
3. 売上勘定帳 (Accounts Sales)
4. 送り状 (Invoices)
5. 支払状 (Disbursements)
6. 残高整理簿 (Balance)
7. 請求書 (Bills)
8. 金銀地金勘定 (Bullion)
9. 信用状 (Credits)
10. 担保 (Guarantees)
11. 貸付 (Loans)
12. 約束手形 (Promissory Notes)
13. 見積書 (Estimates)
14. 支払命令書 (Orders for



Payment) 15. 小切手 (Cheques) 16. 為替手形 (Bills of Exchange)  
 17. 領収証 (Receipts) 18. 手数料 (Commissions) 19. 利息 (Interest)  
 20. 配当金 (Dividends) 21. 摘要書 (Abstracts) 22. 支払目録 (Pay  
 Lists) 23. 積荷受取証 (Ships' Receipts)<sup>6)</sup> 24. 船積込票 (Boats  
 Notes) 25. 荷渡指図書 (Delivery Orders) 26. 船積明細書 (Shipping  
 Lists) 27. 買付注文書 (Indents) 28. 荷揚状 (Discharges) 29. 出  
 港許可書 (Port Clearance) 30. 航行証明書 (Sailing Letters)  
 31. 船舶登録 (Ships' Registers) 32. 積荷目録 (Manifests) 33. 航  
 海日誌 (Logs) 34. 認可証 (Certificates) 35. 契約書 (Contract  
 Notes) 36. 報告書 (Reports) 37. 価格査定証 (Valuations) 38. 保  
 険 (Insurance) 39. 棚卸表 (Inventories) 40. メモ (Memos) 41. 船  
 荷証券 (Bills of Lading)

## II. 通信類 (Correspondence Section)

### (1) 受信書簡 (未綴) 地名は発信地。

アメリカ 1821-98, オーストラリア 1824-98, ボンベイ 1872-81, カルカッ  
 タ 1818-93, アフリカ 1825-81, イギリス (ロンドンを除く) 1822-98, ヨ  
 ーロッパ (イギリスを除きアジア洲トルコ及びエジプトを含む) 1820-91,  
 インド (ボンベイ, カルカッタ, マドラスを除く) 1819-98, 東インド・  
 シヤム・マラヤ 1821-98, ロンドン 1814-98, マドラス 1823-81

### (2) 中国内通信 (Local)<sup>7)</sup>

厦門 (Amoy), 廣東 (Canton) (1823-81), 乍浦 (Chapoo), 烟台 (Chafoo),  
 鎮海 (Chinkiang), Chuc Chau, Chuempeh, Chusan, 沿岸 (Coast)<sup>8)</sup> (1826-  
 84), 福州 (Foochow) (1846-86), 漢口 (Hankow) (1863-86), 河口 (Hoihow),  
 河南 (Honan), 香港 (Hong-Kong) (1835-86), 宜昌 (Ichang), Kuikiang,

6) 現在は通例 Mate's Receipt と呼ばれる。

7) 可能な限り漢名を並記したが、不明な点も多い。Chusan は竹山または舟山 (Chushan),  
 Lema はランマ島, Lintin は林甸か?

8) "Coast" は主として碇泊中または洋上の船舶との通信を意味している。

九龍 (Kowloon), Kumsingmun (1833-54), Lema, Li-chow, Lintin, Lukon, 澳門 (Macao) (1823-79), New-chang (1863-85), 寧波 (Ningpo) (1847-83), 白河 (Pakhoi), 北京 (Peking), 旅順 (Port Arthur), 上海 (Shanghai) (1848-86), Shanking, Sung-hong, 仙頭 (Swatow) (1841-81), 天津 (Tientsin) (1861-85), 黃埔 (Wham-poa), Wanchai, 温州 (Wenchow), 吳淞 (Woosung) (1846-57), 蕪湖 (Wuhu)

(3) 台湾・朝鮮・日本からの通信<sup>9)</sup> (未綴)

Ao, Chemulpo, 出島 (Desima), Foong Tung, 釜山 (Fusan), Gochea, 函館 (Hakodati), 兵庫 (Hiogo), 神奈川 (Kanegawa), 基隆 (Keelung), 神戸 (Kobe), 門司 (Moji), 長崎 (Nagasaki) (1863-84), 新潟 (Niigata), 大阪 (Osaka), ソウル (Seoul), 高雄 (Tacao), Taiwanfoo, Tamoui (1860-85), Tenchuan, 東京 (Tokyo), Tung-shan, Twatutia, Wansan, 江戸 (Yedo), 横浜 (Yokohama) (1860-85)

(4) 私信 (Private Letters) (未綴)

アバディーンー横浜

(5) インド関係発信簿 1800-82

(6) ヨーロッパ関係発信簿 1825-71

(7) 中国沿岸関係発信簿 1842-82

(8) 中国内陸関係発信簿 1842-80

(9) その他雑通信発信簿 1842-80

(10) 私信発信簿 1830-55

(11) 印刷物写し (Press Copies of Letters)

(12) 電報発信簿 1875-96

(13) 発信地不明の通信・書類・日記・抜書き (未綴)

(14) 写し 1838-82 (未綴)

Ⅲ. 相場と市場報告 (Prices Current & Market Reports) 1821-99

Ⅳ. 1950年4月8日ブレコンシャー号 (S/S Breconshire) でロンドンに送

9) AO は阿保 (三重県) か? Tung-shan は東港 (Tung-chiang) か?

## られた書物の目録

## 4

上記目次によっても知られるとおり、文書は先ず4つの大項目

- I 計算書その他
- II 通信文
- III 相場及び市場報告
- IV 1950年追加の書類

に分類され、更に各項目が小項目に分類されている。検索は先述の「内容一覧」によって可能であり、資料の年代、及び各小項目下に整理されている資料の分量を知ることができる。最も興味をそそられる第II項目の通信文については特に詳細に亘る分類が行われているので、資料の特徴など簡単に述べておきたい。

通信文は更に

- A. 未綴通信 (Unbounded Correspondence)
- B. 発信簿 (Letter Books)
- C. 通信原本綴り (Bound Vols of Original Letters)
- D. 電信発信簿 (Telegram Books)
- E. 各種書類 (Documents)
- F. 日誌 (Diaries)
- G. 手許控え (Duplicates)
- H. 雑纂 (Miscellaneous)

の8項目に細分されている。これらのうち、量的にも質的にも中心をなすものはAとBであり、CはAの補遺にあたるものである。A、B、Cについて見ると、

A. 未綴通信は受信書簡原本からなっており、まず発信地別に分類の上、日付順に配列されている。「内容一覧」にはこの発信地・年代とあわせて、通信総数が与えられている。

B. 発信簿は発信書簡の写しであり、その様々の性質に従って、各シリーズ

ごとに整理されている。各巻に年代が付され、巻ごとの発信地名・受信地名が「内容一覧」に示されている。これら発信簿の多くは、巻頭に受信人別の索引をそなえている。

C. 通信原本綴は1880年代以降の通信集であり、総数78巻ある。各巻につき年代と発信地が付され、「内容一覧」でそれを知ることができる。ただし、各巻ごとの詳しい日付表・発信者の索引などはない。

上述のとおり、通信はまず発信地別に整理され、ついで日付順に並べられている。かつ各書簡ごとに、それぞれ一連番号が付されており、これによって照合確認が可能である。同一地名のもとにある手紙の第一番目のものにNo. 1と番号を付し、以下最終のものまで通し番号がうたれている。したがって、照合確認は、例えば「アメリカ256」「香港5652」のように行われる。なお私信については、番号の前に“P”という文字が付されている。そこで「広東P26」は「広東発私信26番」をあらわしている。なお日付別及び件名別の仮索引完成後発見された若干の書簡があり、それらには追加分であることを示すため、“Supplementary Letter”をあらわす“S”が番号の前に付されている。

なお全文書についての「内容一覧」とは別に、II Aについてのみ、特に日付別索引と件名(会社名)別索引とが作成されており、大学図書館のManuscript Roomで利用できる。

## 5

J・マセソン会社文書の概要はこれまで述べてきたとおりであるが、以下日本関係資料、特に筆者が閲覧の目的とした薩摩関係資料の内容について多少触れておきたい。

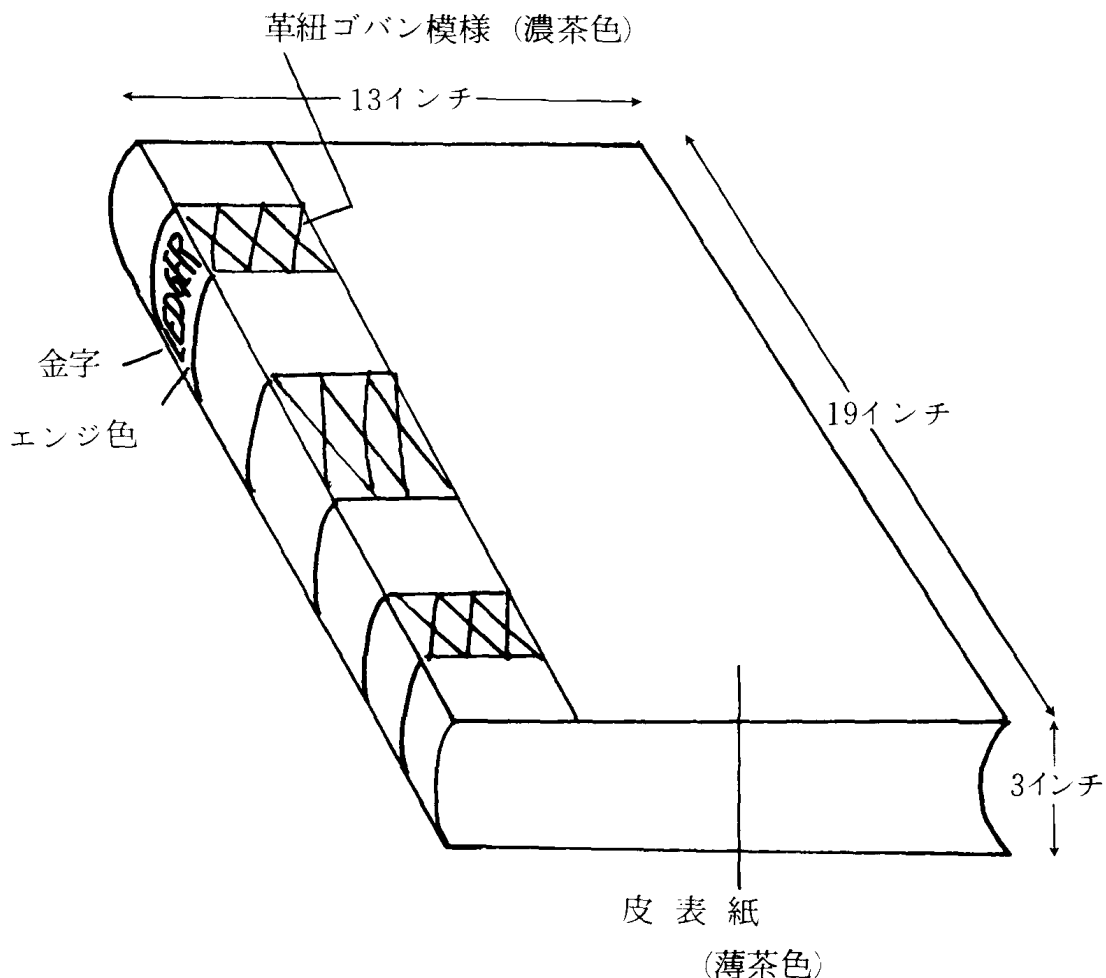
I. 帳簿類 (Section of Accounts, Etc.) [A] (以下〔 〕内は分類記号をあらわす。)

1. 元帳 (Ledgers) [A1] 98巻及び別冊索引若干。

1798年から1886年に至る元帳であり、1798-1801の第一巻〔A1/1〕を筆

頭に、以下1803 [A1/2], 1804 [A1/3]……と続く。縦19インチ, 横13インチ, 厚さ3インチ程度の皮装, Ronsell & Sons, Stationers and Account Book Manufactures (31, Cheapside, London) 製。各冊約250丁の良質紙からなり, 保存状態はきわめて良い。

薩摩関係記述は A1-55(1865-66), A1-56(1865-66), A1-57(1866-67), A1-58(1866-67), A1-54(1865-66), A1-59(1867-68), A1-60(1867-68), A1-61(1868), A1-62(1868-69) などに散見され, “Nagasaki A/C” “Glover & Co.” “Japan Account” “Satsuma Agency” “Satsuma Loan Account” “Agents of the Prince of Satsuma” “Glover Brothers (Aberdeen)” “Glover & Co. Mortgage A/C” などの項目下に記帳されている。



第 1 図 元 帳

2. 仕訳帳 (Journals) [A 2] 172巻からなり, 1819-1911に至る帳簿を含んでいる。各冊700頁余, 装釘は元帳と同様である。元帳に照応する勘定があり, その勘定の詳しい内容を知ることができる。例えば, [A 2-43] 1866-67 p. 158には,

Hongkong July 1866  
Nagasaki Account D<sup>f</sup> to Sundries

の項目下に

To Satsuma Loan Account

の見出しがあり

July 1 Rec<sup>d</sup> from Satsuma Agencys in Partial refund of loan for  
\$ 70,000 ……

のような記載がある。A 2-43のほか, A 2-42(1865-66), A 2-44(1867-68), A 2-45(1868-69) など薩摩関係記帳が多い。

3. 現金出納簿 (Cash Books) 113巻 (1819-1911) 縦15インチ, 横9.5インチ, 厚さ1.5インチ程度。皮装250頁ばかりで, 矢張り Ronsell & Son 製である。

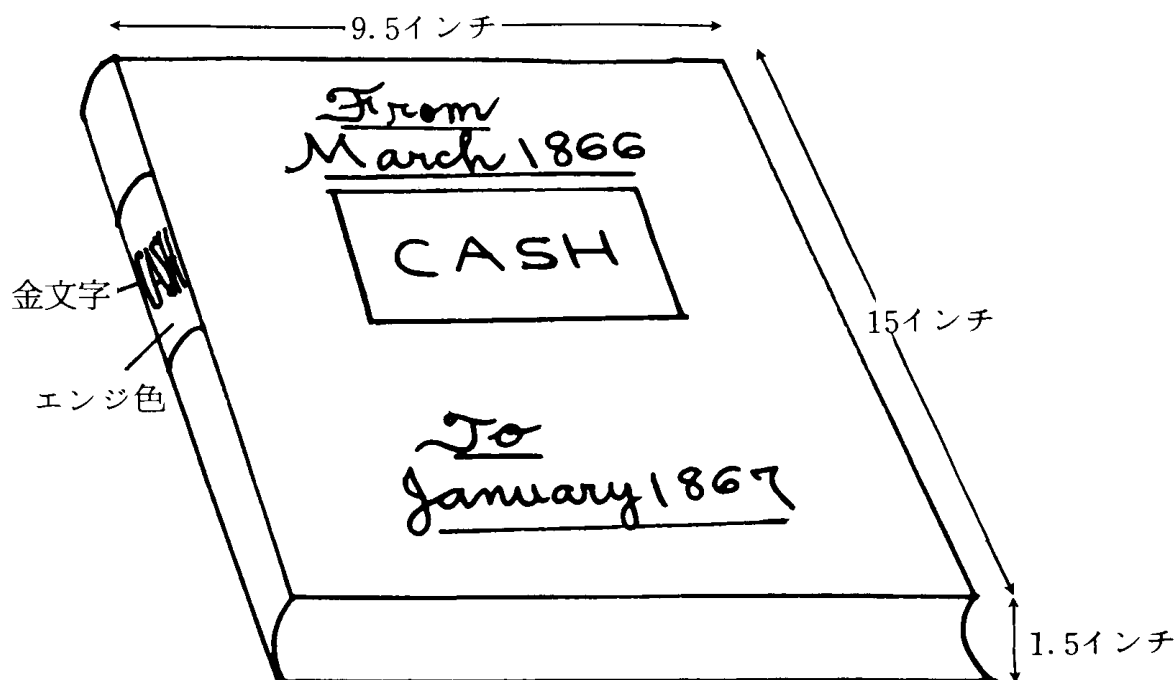
例えば A 3-33(1866-67)の April 1866の項目に, By Nagasaki Account の見出しで

P<sup>d</sup> for draft on Prince of Satsuma Agent drawn Japanese Official &  
R. Holme

として 400 dollars の記入がある。

4. 交互計算簿 (Account Current Book) [A 4] 117巻, 1812-79。

Cash Books と同サイズ。薩摩関係の記載を発見することができなかった。



第 2 図 現金出納簿

5. 売上勘定帳 (Account Sales) [A5] 56巻, 1810-69。

湿気による腐蝕と虫害がはなはだしく、通覧不可能であった。

6. 仕切帳 (Invoice Book) [A6] 70冊, 1810-1900。

Cash Books などと同じ作りである。A6-12 (1866-67) 88頁に Hong Kong, 11 June 1866として、

Invoice of 8 Bales Silk shipped by Jardine, Matheson Co. at Shanghae per Str. Aden Captain & Overland for Southampton consigned to Messr Matheson & Co on a/c & risk of the Prince of Satzuma……

の記述がある。

7. その他の帳簿類 (Miscellaneous Accounts) [A7]

内容は本稿 8 頁記載のとおりであるが、たとえば日誌 (Diaries) の場合も1858年までで、多く不完全なものである。

8. 未整理書類 [A8]

有効な利用は困難である。例えばA8-16 Bills of Exchangeなども、

4つの箱に順不同で納められている。No.1の箱は1820, 40年, No.2では1860年, No.3では1868年, No.4では1880年などの時代のものが多い印象であった。薩摩関係のものを, ついに見ることがなかった。これら未整理書類は, 縦14インチ, 横9乃至12インチ, 厚さ4インチの硬質ボール紙製の箱に納められている。

## II 通信類 (Correspondence Section) [B]

通信の種類については, すでに9頁以下に見たとおりである。発信地・受信地が全世界にわたっているこれら数十万にのぼる膨大な書簡中, 必ず薩摩関係のものを含むと推定される通信集は, 香港を中心として, 香港—イギリス, 香港—ロンドン, 香港—上海, 香港—長崎, 上海—長崎間でとりかわされた書簡であろう。これらのうち香港の受信書簡は原本で, また香港からの発信書簡は発信簿で読むことができる。

### A. 未綴書簡 (Unbounded Correspondence)

#### 1. 受信書簡 (Correspondence In) [B1]

- (8)<sup>10)</sup> イギリス発信書簡 (ロンドンを除く) [B1/134~151] (1822-1898)  
8,130通

これらの書簡は, 縦12インチ, 横10インチ, 厚さ4インチ, 次の図のように開閉できる硬質ボール紙函に入れられている。

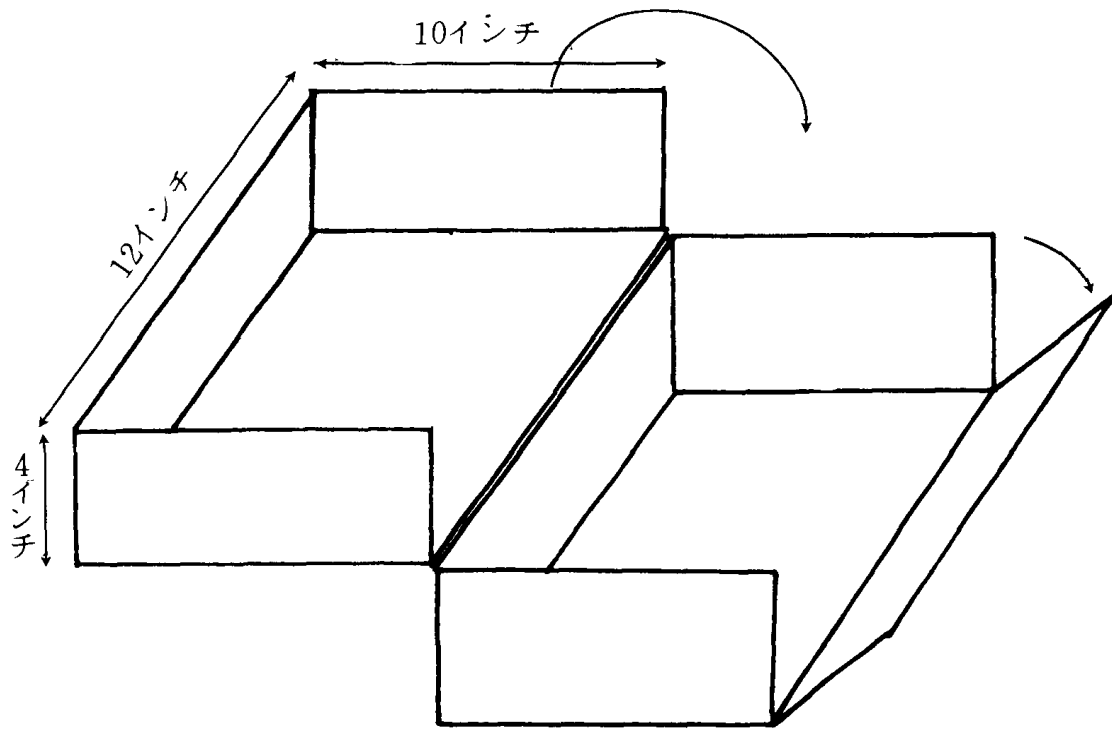
これらの中には, Birmingham, Manchester, Liverpool などからの日本関係文書がある。また Newcastle upon Tyne の Armstrong 社からロンドン・マセソン商会あての, 対日武器輸出に関する手紙なども見られる。[B1-143] が1864-65にわたる期間の, また [B1-144] が1866-1867にわたる期間の書簡を納めている。

- (10) ロンドン発信書簡 [B1/156~224] (1814-1898) 20,751通。

これらについては, B1-175(1865), B1-176(1866), B1-177(1867 Jan-June), B1-178(July-Dec) に目を通した。その中には, ロンドンのマセ

10) 番号はパートレット女史の「内容一覧」による。必要項目のみとりあげたので一連番号にはならない。





第 3 図 書簡用ボール箱

ソン商会から香港の J・マセソン商会にあてた、一連番号入りの書簡群があり、日本関係記事もきわめて多い。例えば、1865年 6月17日付マセソン商会参照番号No.52〔B1-175, 書簡番号7889〕には

We shall have pleasure in being of service to the Japanese who are coming to this country under the care of Mr. Ryle Holme, and shall advance to them the money they require under the conditions of your credit, which we note.

のような、薩摩留学生に関する記載がある。

### 3. 台湾・朝鮮及び日本発信書簡〔B3〕

#### c. 日本発信書簡〔B3/6-11〕

この日本発信書簡は更に9項目に細分されている。それぞれの年代・書簡数を付し列举すると次のとおりである。

1. 函館 (1859-1873) 54通
2. 神戸 (兵庫を含む) (1868-1881) 553通
3. 平戸 (1870) 3通

4. 長崎 (出島を含む) (1859-1886) 1,517通 +10
5. 新潟 (1869-1870) 9通
6. 大阪 (1868-1870) 36通
7. 東京 (江戸) (1870-1886) 19通
8. 山口 (1869) 1通
9. 横浜 (神奈川を含む) (1859-1892) 3,661通 + 7

日本発信書簡総計 5,870通

以上について箱別の整理番号を筆者の直接必要のあったものだけにつき示すと、次のとおりである。(この箱別整理番号は目録に記載がなく、直接調べなければならない。)

B 3-6 Japan / Hakodate

Hiogo / Kobe 1868-1876

B 3-7 Hiogo / Kobe 1877-1881

& Undated, Hirado, Nagasaki 1859-1864

B 3-8 Nagasaki 1865- Apr. 1870

B 3-11 Nagasaki 1881-86 + Undated Niigata, Osaka, Tokio, Yamaguti  
Yokohama 1859-62

B 3-12 Yokohama 1863-64

B 3-13 Yokohama 1865-68

B 3-14 Yokohama Jan-June 1869

B 3-15 Yokohama July-Oct 1869

B 3-16 Yokohama Nov 1869-Mar 1870

これらのうち特に長崎発信のものの中には Thomas B. Glover 署名のものが多数含まれており、幕末維新期に彼が果たした役割、また彼が直接かかわりをもった、長州・薩摩など西南雄藩の状況などがうかがえる重要な文書群と考える。グラバー商会発信の書簡は紙質も良く保存状態も良好である。なおこれらの中には上海在 Whittall 宛文書も多数みられる。

5. 私信 (Private Letters)

私信の細目分類は、Ⅱ A : 1 ~ 4に見られる Official Letters の分類と同様である。それらのうちⅡ A 5・1・(8)イギリス発信書簡, Ⅱ A 5・1・(10)ロンドン発信書簡, Ⅱ A 5・2・(12)香港発信書簡, Ⅱ A 5・2・(23)上海発信書簡, Ⅱ A 5・3・b 日本発信書簡, などを閲覧した。

これらのうち薩摩関係について興味のある記述を多く含むものは、2・(23)上海発信書簡 (1844-1888) [B 4/24, 25, 26] であり、たとえば、1865年4月19日付 W. Keswick 署名, Whittall宛書簡 [B 4-24, 書簡番号626, 第4葉] には、

I enclose 2 letters (copies) from Glover & Co. about a number of officers who are going to England by the English mail steamer. The letters explain what these men require, and I have promised that the needful should be done.

という薩摩留学生についての記述がある。

## B. 発信簿 (Letter Books)

### 2. ヨーロッパ宛発信簿 (Europe Letter Books) [B 6] 58冊

Ⅱ B 2のヨーロッパ宛発信簿はアメリカ・オーストラリアむけ書簡をも含むものである。1860年代後半に入ると日本関係記事が随所に見られるが、B6/Vol.31 (1865-1866), B6/Vol.32 (Jul 1866-Oct 1867) などに特に薩摩関係の記事が多い。たとえばB6/Vol.31, 1865年4月28日付ロンドン・マセソン商会宛通信文には、

At the request of Messrs Glover & Co. of Nagasaki we beg to introduce to you Mr. Ryle Holme a gentleman in their establishment leaving for England by the present mail in charge of nineteen Japanese Officers belonging to Prince Satsuma. They will require to disburse a considerable sum during their travels & as a commencement we have to beg that you will cash the senior officer's Draft on Nagasaki, countersigned by Mr. Ryle Holmes to the extent of twenty thousand Dollars.

という薩摩留学生の金融についての記述が見られる。

3. 沿岸諸地域発信簿 (Coast Letter Books) [B7] 29巻。

これらの中には日本宛発信記録も含まれている。しかし残念なことに B7/Vol.17 (Nov. 1863-Apr. 1865), B7/Vol.18 (Jan. 1867-Sept. 1868) の間に、もっとも知りたい1865年5月以後1866年12月までの記録が欠けている。とはいえ1860年代後半から Glover 商会に関する記述を屢々見ることができる。

5. その他の発信簿 (Miscellaneous Letter Books) [B8] 65巻。

この項目は、

a. 上海発信一般書簡 (General Series from Shanghai) 35巻 (1858-1885)

b. 上海発沿岸諸地域宛 (Shanghai to Coast) 6巻 (1856-1868)

c. 上海発香港宛 (Shanghai to Hong Kong) 5巻 (1847-1870)

d. 上海発日本 (Shanghai to Japan) 2巻 (1859-1869)

などの書簡が記録されている。1860年代後半に入り、上記発信簿中に日本関係記事がきわめて多くなる。上海発香港宛発信簿中 B8/Vol.3 (1862-65) p. 392 には、

I have the pleasure of introducing to you Mr. Ryle Holme, who proceeds to Europe in company with 19 officers of the Prince of Satzuma and I [ ]<sup>11)</sup> for all these gentlemen your kind attentions and assistance — further information concerning their movements you will receive direct by the first opportunity.

という薩摩留学生についての記述があり、J・マセソン文書から見出した留学生関係資料中、最も古い日付を持つ書簡である。

## あ と が き

以上述べた以外の書類についても、たとえば保険関係書類や各種証券類など、

---

11) 一字不明

一応重要と思われるものには簡単にではあるが目を通して見た。しかし薩摩関係資料の収穫は皆無に近かった。したがってケムブリッジ滞在半年のほとんどの努力を、上記日本関係書類・書簡の、閲覧・判読・必要文書の選別に費やしたと言ってよい。その結果薩摩留学生に限っても200余通の文書を入手したが、果しえなかったことも多く、未見の重要史料も数多いことと考えている。ただ英国でも次第に多くの日本研究のための機関が設置され、多数の優れた日本研究者が生れつつある現状を見聞し、今後これらの機関・研究者との協力関係をつくりあげることによって、これら貴重な資料の全般的解明も飛躍的に進むのではないかと期待している。